明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（厚生労働・経済産業・環境四）　一
○海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産五八）　六
〔告　示〕
○海面漁業生産統計調査規則の規定に基づき、農林水産大臣が定めるもの等を定める件の一部を改正する件（農林水産二〇九八）　八
○中部国際空港の施設変更許可申請があった件（国土交通一二七五）　一三
〔官庁報告〕
公聴会
中部国際空港の施設変更及び同空港について指定した延長進入表面等の変更に関する公聴会（国土交通省）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
国立研究開発法人物質・材料研究機構第二十三期事業年度財務諸表、令和五事業年度財務諸表（独立行政法人海技教育機構・日本私立学校振興・共済事業団）、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　四三
会社その他
会社決算公告　四四

省令

○厚生労働省
経済産業省令第四号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十四号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化学物質を定める省令を次のように制定する。

令和六年十一月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正
環境大臣　浅尾慶一郎

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化学物質を定める省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの厚生労働省、経済産業省令、環境省令で定める化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一　一―ヨード―二―（ペルフルオロアルキル）エタン（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のものに限る。）

二　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十―ヘプタデカフルオロデカ―一―エン

三　一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロデカン

四　一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロ―十―イソシアナトデカン

五　一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロ―十―チオシアナトデカン

六　一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロ―十―［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）ジスルファニル］デカン

七　N・N―ジメチル―三―（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）プロパン―一―アミン＝N―オキシド

八　三―（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―スルホンアミド）―N・N―ジメチルプロパン―一―アミン＝N―オキシド

九　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロ―N・N―ジメチルデカン―一―アミン＝N―オキシド

十　N・N・N―トリメチル―二―（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）エタン―一―アミニウムの塩

十一　二―［二―［三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］エトキシ］―N・N・N―トリメチルエタン―一―アミニウムの塩

十二　N―エチル―二―［（三―［一―（三―［一―［三―（［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）オキシ］カルボニル）アミノ）（メチル）フェニル］メタンイミドアミド］（メチル）フェニル）メタンイミドアミド］（メチル）フェニル］カルバモイル）オキシ］―N・N―ジメチルエタン―一―アミニウムの塩

十三　Ｎ－エチル－二－｛［［三－（［［三－（［［三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）オキシ］カルボニル］アミノ｝（メチル）フェニル］カルバモイル｝アミノ｝（メチル）フェニル］カルバモイル｝オキシ）－Ｎ・Ｎ－ジメチルエタン－一－アミニウムの塩

十四　Ｎ・Ｎ・Ｎ－トリメチル－三－（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八－ペンタデカフルオロオクタンアミド）プロパン－一－アミニウムの塩

十五　三－［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］－二－ヒドロキシ－Ｎ・Ｎ・Ｎ－トリメチルプロパン－一－アミニウムの塩

十六　三－（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十－ヘプタデカフルオロデカン－一－スルフィニル）－二－ヒドロキシ－Ｎ・Ｎ・Ｎ－トリメチルプロパン－一－アミニウムの塩

十七　三－（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十－ヘプタデカフルオロデカン－一－スルホンアミド）－Ｎ・Ｎ・Ｎ－トリメチルプロパン－一－アミニウムの塩

十八　三－（二－［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］アセトアミド）－Ｎ・Ｎ・Ｎ－トリメチルプロパン－一－アミニウムの塩

十九　三－｛四－［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）オキシ］－四－オキソブタ－二－エンアミド｝－Ｎ・Ｎ・Ｎ－トリメチルプロパン－一－アミニウムの塩

二十　Ｎ－エチル－三－｛三－［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］－二－メチルプロパンアミド｝－Ｎ・Ｎ－ジメチルプロパン－一－アミニウムの塩

二十一　一－［二－（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八－ペンタデカフルオロオクタンアミド）エチル］ピリジン－一－イウムの塩

二十二　一－（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）ピリジン－一－イウムの塩

二十三　Ｎ・Ｎ・Ｎ－トリメチル－五－（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八－ペンタデカフルオロオクタンアミド）ペンタン－一－アミニウムの塩

二十四　一－（二－ヒドロキシエチル）－一－メチル－四－（ペンタデカフルオロオクタノイル）ピペラジン－一－イウムの塩

二十五　Ｎ－（カルボキシメチル）－三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十－ヘプタデカフルオロ－Ｎ・Ｎ－ジメチルデカン－一－アミニウムの塩

二十六　アルファ－（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）－オメガ－ヒドロキシポリ［オキシエタン－一・二－ジイル］（重合度が二、四、六又は八のものに限る。）

二十七　二－（二－［［三－（［［三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）オキシ］（オキシエタン－一・二－ジイル）の重合度が五のもの、若しくは、オキシエタン－一・二－ジイルの重合度が二であって、オキシ（メチルエタン－一・二－ジイル）の重合度が二又は五のものに限る。）

二十八　アルファ－（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）－オメガ－ヒドロキシポリ［オキシエタン－一・二－ジイル／オキシ（メチルエタン－一・二－ジイル）］（オキシエタン－一・二－ジイルの重合度が一であって、オキシ（メチルエタン－一・二－ジイル）の重合度が五のもの、若しくは、オキシエタン－一・二－ジイルの重合度が二であって、オキシ（メチルエタン－一・二－ジイル）の重合度が二又は五のものに限る。）

二十九　アルファ－（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）－オメガ－ヒドロキシポリ［オキシ（メチルエタン－一・二－ジイル）］（重合度が一、四、五、六又は八のものに限る。）

三十　三－［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）オキシ］プロパン－一－ジオール

三十一　一－［（二－デシルテトラデシル）オキシ］－三－［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］プロパン－二－オール

三十二　一－［（二－ドデシルヘキサデシル）オキシ］－三－［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］プロパン－二－オール

三十三　一・三－ビス［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］プロパン－二－オール

三十四　三十・三十一・三十一・三十二・三十三・三十四・三十四・三十五・三十六・三十七・三十七－ヘプタデカフルオロ－二・五・八・十一・十四・十七・二十・二十三－オクタオキサ－二十七－チアヘプタトリアコンタン－二十五－オール

三十五　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十・十－ヘプタデカフルオロデカン－一－チオール

三十六　ヘプタデカフルオロ－一－［（二－二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八－ペンタデカフルオロオクチル）オキシ］ノネン

三十七　｛［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）オキシ］メチル｝オキシラン

三十八　三－［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］プロパン酸

三十九　四－［（三－（ジメチルアミノ）プロピル）アミノ］－二－［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］－四－オキソブタン酸

四十　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデカン酸

四十一　ペルフルオロオクタノイル＝フルオリド

四十二　ペルフルオロオクタノイル＝クロリド

四十三　ペルフルオロオクタノイル＝ブロミド

四十四　リチウム＝［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］アセタート

四十五　リチウム＝三－［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］プロパノアート

四十六　二カリウム＝三・三′－［六－（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデカン－一－スルホンアミド）ヘキシル］アザンジイル｝ジプロパノアート

四十七　二－ヒドロキシ－Ｎ－（二－ヒドロキシエチル）エタン－一－アミニウム＝四・四－ビス［（二－（ペルフルオロアルキル）エチル］スルファニル｝ペンタノアート（少なくとも一つのペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のものに限る。）

四十八　アルファ－アセチル－オメガ－［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル）オキシ］ポリ［オキシ（メチルエタン－一・二－ジイル）］（重合度が五のものに限る。）

四十九　ヘプタデカフルオロオクチル＝プロパ－二－エノアート

五十　二―（ペルフルオロアルキル）エチル＝プロパ―二―エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のものに限る。）

五十一　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝二―メチルプロパ―二―エノアート

五十二　ビス（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）＝三―［二―［三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）オキシ］―二―オキソエチル］―三―ヒドロキシペンタンジオアート

五十三　メチル＝ペルフルオロオクタノアート

五十四　エチル＝ペルフルオロオクタノアート

五十五　二十七・二十八・二十九・二十九・三十・三十・三十一・三十一・三十二・三十三・三十三・三十四・三十四―ヘプタデカフルオロ―三・六・九・十二・十五・十八・二十一・二十四―オクタオキサテトラトリアコンタン―一―イル＝トリデカノアート

五十六　二十四・二十四・二十五・二十五・二十六・二十六・二十七・二十七・二十八・二十八・二十九・二十九・三十・三十・三十一・三十一―ヘプタデカフルオロ―三・六・九・十二・十五・十八・二十一―ヘプタオキサヘントリアコンタン―一―イル＝ヘキサデカノアート

五十七　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝（九Ｚ）―オクタデカ―九―エノアート

五十八　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝オクタデカノアート

五十九　ビス（ペルフルオロオクタン酸）無水物

六十　二―［［二―（ペルフルオロアルキル）エチル］スルファニル］プロパンアミド（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のものに限る。）

六十一　三―［［二―（ペルフルオロアルキル）エチル］スルファニル］プロパンアミド（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のものに限る。）

六十二　Ｎ―［三―（ジメチルアミノ）プロピル］―二―［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］アセトアミド

六十三　Ｎ―（三―アミノプロピル）―二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド

六十四　Ｎ―［三―（ジメチルアミノ）プロピル］―二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド

六十五　二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ペンタデカフルオロ―Ｎ・Ｎ―ビス（ヒドロキシエチル）オクタンアミド

六十六　Ｎ―［三―［ビス（二―ヒドロキシエチル）アミノ］プロピル］―二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド

六十七　二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ペンタデカフルオロ―Ｎ―［三―（トリメトキシシリル）プロピル］オクタンアミド

六十八　二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ペンタデカフルオロ―Ｎ―（十四―ヒドロキシ―三・六・九・十二―テトラオキサテトラデカン―一―イル）オクタンアミド

六十九　（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロ―Ｎ・Ｎ―ジメチルデカン―一―アミニウムイル）アセタート

七十　［Ｎ・Ｎ―ジメチル―三―（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）プロパン―一―アミニウムイル］アセタート

七十一　［三―（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―スルホンアミド）―Ｎ・Ｎ―ジメチルプロパン―一―アミニウムイル］アセタート

七十二　（三―［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］アセトアミド）―Ｎ・Ｎ―ジメチルプロパン―一―アミニウムイル）アセタート

七十三　三―［Ｎ・Ｎ―ジメチル―三―（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）プロパン―一―アミニウムイル］プロパノアート

七十四　三―［Ｎ・Ｎ―ビス（二―ヒドロキシエチル）―三―（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）プロパン―一―アミニウムイル］プロパノアート

七十五　三―［二―（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］プロパノアート

七十六　二―［三―［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］プロパンアミド］―二―メチルプロパン―一―スルホン酸

七十七　二―［三―（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―スルフィニル）プロパンアミド］―二―メチルプロパン―一―スルホン酸

七十八　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―スルホン酸

七十九　三・四―ビス（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）ベンゼン―一―スルホニル＝クロリド

八十　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―スルホニル＝クロリド

八十一　カリウム＝二―（Ｎ―エチル―二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）エタン―一―スルホナート

八十二　リチウム＝二―［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］エタン―一―スルホナート

八十三　ナトリウム＝三―（Ｎ―エチル―二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）プロパン―一―スルホナート

八十四　ナトリウム＝三―［Ｎ―（三―アミノプロピル）―二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド］―二―ヒドロキシプロパン―一―スルホナート

八十五　ナトリウム＝二―［三―［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］プロパンアミド］―二―メチルプロパン―一―スルホナート

八十六　ナトリウム＝一・四―ビス［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）オキシ］―一・四―ジオキソブタン―二―スルホナート

八十七　ナトリウム＝四―（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロ―Ｎ―［三―（メチルアミノ）プロピル］オクタンアミド］メチル）ベンゼン―一―スルホナート

八十八　カリウム＝三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―スルホナート

八十九　Ｎ―［三―（ジメチルアミノ）プロピル］―三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―スルホンアミド

九十　ペンタデカフルオロオクタナール
九十一　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカナール
九十二　（ヘプタデカフルオロオクチル）（ペルフルオロアルキル）ホスフィン酸（ペルフルオロアルキル基が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六から十二までのものに限る。）又はそのアルミニウム塩
九十三　ジアンモニウム＝三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝ホスファート
九十四　二ナトリウム＝三―（三・三・四・四・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十―ヘプタデカフルオロ―Ｎ―プロピルデカン―一―スルホンアミド）プロピル＝ホスファート
九十五　アンモニウム＝ビス（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）＝ホスファート
九十六　二・二―ビス（（（二―（ペルフルオロアルキル）エチル）スルファニル）メチル）プロパン―一・三―ジオールのリン酸エステルのアンモニウム塩（少なくとも一つのペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のものに限る。）
九十七　アンモニウム＝三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝スルファート
九十八　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝二水素＝ホスファート
九十九　ビス（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）＝水素＝ホスファート
百　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十一・十二・十二・十二―ヘンイコサフルオロドデシル＝三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝水素＝ホスファート
百一　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十一・十二・十二・十三・十三・十四・十四―ペンタコサフルオロテトラデシル＝水素＝ホスファート
百二　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝ビス（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―トリデカフルオロオクチル）＝ホスファート
百三　ビス（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）＝三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―トリデカフルオロオクチル＝ホスファート
百四　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十一・十二・十二・十二―ヘンイコサフルオロドデシル＝三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―トリデカフルオロオクチル＝ホスファート
百五　トリス（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）＝ホスファート
百六　Ｏ―ナトリウム＝Ｓ―［二―（（［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九―ペンタデカフルオロノニル）オキシ］カルボニル）アミノ）エチル］＝スルフロチオアート
百七　トリス（二―ヒドロキシエタン―一―アミニウム）＝三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝ジホスファート
百八　トリス［二―ヒドロキシ―Ｎ・Ｎ―ビス（二―ヒドロキシエチル）エタン―一―アミニウム］＝三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝ジホスファート
百九　クロロ（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）ジ（メチル）シラン
百十　ジクロロ（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）（メチル）シラン
百十一　（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）トリ（メトキシ）シラン
百十二　トリクロロ（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）シラン
百十三　トリエトキシ（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）シラン
百十四　（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）トリス［プロパン―二―イル］オキシ］シラン
百十五　テトラキス（三―［三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］エチル）シラン
百十六　アンモニウム＝Ｎ―エチル―Ｎ―（ペンタデカフルオロオクタノイル）グリシナート
百十七　リチウム＝Ｎ―（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―スルホニル）―Ｎ―プロピルグリシナート
百十八　Ｎ―（三―［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］―二―ヒドロキシプロピル）―Ｎ―メチルグリシン
百十九　アルファ―ヒドロ―オメガ―（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）ポリ（オキシエタン―一・二―ジイル）
百二十　アルファ―（ジメトキシ［三―（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）プロピル］シリル）―オメガ―（ジメトキシ［三―（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）プロピル］シリル）オキシ）ポリ（オキシエタン―一・二―ジイル）
百二十一　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝プロパ―二―エノアートの重合物
百二十二　［二酸化ケイ素の（トリメチルシリル）オキシ化反応生成物］及び三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―オールの反応生成物
百二十三　［ブタン二酸及び（二―メチルプロパ―一―エン重合物）の一：二反応生成物］及び三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―オールのエステル化反応生成物
百二十四　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―チオールを連鎖移動剤とする、プロパ―二―エンアミドの重合物
百二十五　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝プロパ―二―エノアート及びメチル＝二―メチルプロパ―二―エノアートのブロック共重合物
百二十六　プロパ―二―エン酸及び二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクチル＝二―メチルプロパ―二―エノアートの共重合物
百二十七　メチル＝二―メチルプロパ―二―エノアート及び三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル＝二―メチルプロパ―二―エノアートの共重合物

百二十八　アルファ－ヒドロ－オメガ－［（二－ヒドロキシ－三－［（二－（ペルフルオロアルキル）エチル］スルファニル）プロポキシ）ポリ［オキシエタン－一，二－ジイル／オキシ（メチルエタン－一，二－ジイル）］（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のものに限る。）

百二十九　ブチル＝（プロパ－二－エノイル）カルバマート、ドデシル＝プロパ－二－エノアート及び二－（ペルフルオロアルキル）エチル＝プロパ－二－エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のもの若しくは当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六から十二までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のものを含むものに限る。）に限る。）の共重合物

百三十　ペルフルオロアルキル＝プロパ－二－エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が八のもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が八のものを含むものに限る。）に限る。）、メチル＝二－メチルプロパ－二－エノアート及びアルキル＝二－メチルプロパ－二－エノアート（アルキル基の構造が直鎖であって、当該アルキル基の炭素数が十から十六までのもの又は当該アルキル基の炭素数が十から十六までのものの混合物に限る。）の共重合物

百三十一　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十－ヘプタデカフルオロデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十二－ヘンイコサフルオロドデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十三・十三－トリコサフルオロトリデシル＝プロパ－二－エノアート及びオクタデシル＝二－メチルプロパ－二－エノアートの共重合物

百三十二　二－（ペルフルオロアルキル）エチル＝プロパ－二－エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のもの若しくは当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六から十二までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のものを含むものに限る。）に限る。）、メチル＝二－メチルプロパ－二－エノアート、二－ヒドロキシエチル＝二－メチルプロパ－二－エノアート及びアルキル＝二－メチルプロパ－二－エノアート（アルキル基の構造が直鎖であって、当該アルキル基の炭素数が十から十六までのもの又は当該アルキル基の炭素数が十から十六までのものの混合物に限る。）の共重合物

百三十三　メチル＝二－メチルプロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八－トリデカフルオロオクチル＝二－メチルプロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十二－ヘンイコサフルオロドデシル＝二－メチルプロパ－二－エノアート及び三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十三・十三－トリコサフルオロトリデシル＝二－メチルプロパ－二－エノアートの共重合物

百三十四　Ｎ－（ヒドロキシメチル）プロパ－二－エンアミド、ヘキサデシル＝プロパ－二－エノアート、オクタデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十一－ヘプタデカフルオロデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十二－ヘンイコサフルオロドデシル＝プロパ－二－エノアート及び三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十三・十三－トリコサフルオロトリデシル＝プロパ－二－エノアートの共重合物

百三十五　Ｎ－（ヒドロキシメチル）プロパ－二－エンアミド、オクタデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十二－ヘンイコサフルオロドデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十三・十三－トリコサフルオロトリデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十三・十三－ペンタコサフルオロテトラデシル＝プロパ－二－エノアート及び三－クロロ－二－ヒドロキシプロピル＝二－メチルプロパ－二－エノアートの共重合物

百三十六　オクタデシル＝プロパ－二－エノアート及びペルフルオロアルキル＝プロパ－二－エノアート（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六から十二までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が八のものを含むものに限る。）に限る。）の共重合物

百三十七　オクタデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十－ヘプタデカフルオロデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十二－ヘンイコサフルオロドデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十三・十三－トリコサフルオロトリデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十三・十三・十四・十四－ペンタコサフルオロテトラデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十三・十三・十四・十四－ペンタコサフルオロテトラデシル＝プロパ－二－エノアート及び三－クロロ－二－ヒドロキシプロピル＝二－メチルプロパ－二－エノアート（二－メチルプロパ－二－エノイル）－オメガ－［（二－メチルプロパ－二－エノイル）－オキシ］ポリ（オキシエタン－一，二－ジイル）の共重合物

百三十八　アルファ－ヒドロ－オメガ－［二－ヒドロキシ－三－［（二－（ペルフルオロアルキル）エチル］スルファニル）プロポキシ］ポリ［オキシエタン－一，二－ジイル／オキシ（メチルエタン－一，二－ジイル）］（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のものに限る。）

百三十九　Ｎ－（ヒドロキシメチル）－二－［（ペルフルオロアルキル）チオ］プロパンアミド

百四十　Ｎ－（ヒドロキシメチル）－二－［（ペルフルオロアルキル）チオ］プロパンアミド、オクタデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十－ヘプタデカフルオロデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十二－ヘンイコサフルオロドデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十三・十三－トリコサフルオロトリデシル＝プロパ－二－エノアート、三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十二・十三・十三・十四・十四－ペンタコサフルオロテトラデシル＝プロパ－二－エノアート及び三－クロロ－二－ヒドロキシプロピル＝二－メチルプロパ－二－エノアートの共重合物

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年一月十日）から施行する。

○農林水産省令第五十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令

海面漁業生産統計調査規則（昭和二十七年農林省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査方法） **第五条**　調査は、海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に調査票（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を送付（電磁的記録を送信する場合を含む。以下同じ。）して行う自計報告調査、次条第一項に規定する統計調査員が水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を閲覧し、若しくは当該資料の提供（電磁的記録の送信による提供を含む。以下同じ。）を受け、当該資料の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して行う調査又は統計調査員による海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法によつて行う。 （報告の義務） **第六条**　海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者は、第四条第一項及び第二項に規定する調査事項について、第五条の規定により送付された調査票に記載若しくは記録して地方農政局等の長にその定める期日までに送付し、水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料を統計調査員に開示し、若しくは提供し、又は統計調査員の質問に対し口頭で回答しなければならない。 （行政記録情報等からの漁業種類別結果表の作成並びに電磁的記録の作成及び送付） **第九条**　農林水産大臣は、海面漁業生産統計を作成するため必要があると認めるときは、調査に代えて、法第二条第十項に規定する行政記録情報その他海面漁業生産統計の作成に必要な情報（以下「行政記録情報等」という。）を利用することができる。 （削る）	（調査方法） **第五条**　調査は、海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に調査票（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を送付（電磁的記録を送信する場合を含む。以下同じ。）して行う自計報告調査、次条第一項に規定する統計調査員が水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料を閲覧し、当該資料の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して行う調査又は統計調査員による海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法によつて行う。 （報告の義務） **第六条**　海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者は、第四条第一項及び第二項に規定する調査事項について、第五条の規定により送付された調査票に記載若しくは記録して地方農政局等の長にその定める期日までに送付し、水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料を統計調査員に開示し、又は統計調査員の質問に対し口頭で回答しなければならない。 （漁業法等に基づく報告からの漁業種類別結果表の作成並びに電磁的記録の作成及び送付） **第九条**　農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告を利用することができる。 一　漁業法第二十六条第一項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告 二　漁業法第三十条第一項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告 三　漁業法第五十二条第一項（同法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣又は都道府県知事に対する報告 四　漁業法第九十条第一項の規定による都道府県知事（同法第百八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、農林水産大臣）に対する報告

2　前項の規定により行政記録情報等を利用する場合には、当該行政記録情報等に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録に基づき、農林水産大臣は、漁業種類別結果表を作成しなければならない。

3　第一項の規定により行政記録情報等を利用する場合には、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。）は、当該行政記録情報等に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

4　（略）

（結果の公表）

第十一条　農林水産大臣は、前条の規定により作成した全国結果表の概要については第三条の三に規定する調査期間が属する年（以下「調査年」という。）の翌年の五月三十一日までに、その詳細については逐次、公表する。

（調査票情報及び結果表の保存）

第十二条　農林水産大臣は、第九条第二項の規定により作成した漁業種類別結果表及び同条第三項の規定により送付された電磁的記録を調査年の翌々年の四月一日から起算して三年を経過する日まで保存し、並びに第八条第一項及び第三項の規定により送付された調査票情報及び都道府県別の集計結果並びに第十条の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

（削る）

（削る）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正前の第十二条第一項の規定による漁業種類別結果表及び電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

五　漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十八条第一項の規定により農林水産大臣に提出する漁獲成績報告書による報告

六　漁業法第百七十六条第一項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告

2　前項の規定により同項各号に掲げる報告を利用する場合には、当該報告に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録に基づき、農林水産大臣は、漁業種類別結果表を作成しなければならない。

3　第一項の規定により同項各号に掲げる報告を利用する場合には、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十二条第二項において同じ。）は、当該報告に記載され、又は記録された事項の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

4　（略）

（結果の公表）

第十一条　農林水産大臣は、前条の規定により作成した全国結果表の概要については調査期間が属する年（以下「調査年」という。）の翌年の五月三十一日までに、その詳細については逐次、公表する。

（調査票情報及び結果表の保存）

第十二条　農林水産大臣は、第九条第二項の規定により作成した漁業種類別結果表及び同条第三項の規定により送付された電磁的記録を調査年の翌年の一月一日から起算して五年を経過する日まで保存し、並びに第八条第一項及び第三項の規定により送付された調査票情報並びに第十条の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

2　地方農政局長は、第八条第一項又は第三項の規定により送付した都道府県別の集計結果を収録した電磁的記録を永年保存しなければならない。

3　沖縄総合事務局の農林水産センターの長は、第八条第二項の規定により作成した電磁的記録を永年保存しなければならない。